

戸籍の附票保存期間に関する報告

戸籍の附票の保存期間について我々土地家屋調査士におきましても大きい問題となっております。近年は、報道においても空家問題が取りざたされておりますが、この空家となった土地の所有権の相続等の移転登記がなされていないため、隣接する所有者等の確認がとることができないということで不都合が起きていることは、皆さんも経験のあるところであると思います。この時参考となるのが戸籍の附票となりますが、この附票につきましては、住民基本台帳法施行令34条の規定により、全部が消除された戸籍の附票は、その消除された日から5年間保存するものとしてされており、これを過ぎてしまうとこの発行を行っていないのが現状となり隣接地等の所有者が特定できないという問題があります。

これに伴いこの延伸の要望につき政治家を通じ行ったところ、総務省より回答がありました。

質問事項及び回答内容につきましては、以下のとおりです。

■■■■土地家屋調査士会、■■■■土地家屋調査士政治連盟からの要望に対する回答

(改まり系戸籍の附票の保存期間の延べ申)

問 戸籍の電算化という国家事業により、保存期間が満了した自治体の住民全員の戸籍附票が、一斉に破棄されるというのは、非常に影響の大きい問題を惹起することとなるが、このことについて対処法はあるか

(答)

住民基本台帳制度は、住民の住所等を公的に証明するものとして設けられており、過去の住所の証明については、除票を利用するほか、戸籍の附票の制度を設けて、戸籍に変動のない限り、戸籍の附票により確認できることとしております。

住民票は、転出、死亡等した場合において消除することとされており、住民基本台帳法施行令において、消除された日から5年間保存することとされています。

戸籍の附票は、本籍地市町村において住所の変更を記録するものであり、死亡等により戸籍が消除された場合にあわせて消除されるものとされており、同法施行令において、同じくその消除された日から5年間保存することとされています。

ただし、これらの保存期限は最短期間を定めたものですから、各市町村の実情に応じて長期間保存することは差し支えありません。

なお、住民票関係情報については、番号制度において情報連携の対象とされているため、住民票や戸籍の附票の保存期間についても検討する予定です。

問 保存期間が5年とあるがその根拠はあるか？

(答)

住民基本台帳法施行令34条に規定があります。

国民年金の老齢年金の請求権が、満65歳になってから5年間とされていることや、税金の課税権が5年間までしかさかのぼれないこと等から決められています。

なお、この保存期限は最低を定めたものであり、5年以上保存している自治体もあるかと思料します。